

風水害に備えましょう

～「自らの命を自ら守る」意識と備え～

令和元年の台風19号では、未だかつてない雨量により、鳩山町でも一部の地域で、床下浸水、床上浸水、土砂くずれなどの大きな被害が発生しました。避難所も4カ所開設され、最大時には全体で337名の方が避難されました。令和2年7月には西日本を始め各地で甚大な水害被害が発生しており、8月以降は台風が多発するシーズンに入ります。

突発的に発生する地震と違い、台風等による水害は降雨から災害発生までに比較的時間の猶予があります。この短時間の猶予を使い、自らの命を守るために最善の行動を行えるようにしましょう。なお、3密(密閉、密集、密接)になりやすい避難所には新型コロナウイルス感染症のリスクが伴います。避難を決断する災害の程度や避難方法についてもあらかじめ考えておきましょう。



ステップ1 洪水時の基本的な行動を考えましょう

洪水時避難のための基本的な行動として以下の6つの行動が考えられます。

- ・避難しやすい服に着替える()
- ・避難するときを持っていくものを準備する()
- ・今後の台風の状況等を調べ始める()
- ・川の水位をインターネット等で調べ始める()
- ・住んでいるところと、上流の雨量を調べ始める()
- ・安全なところへ移動を始め、避難完了

この中で最後となる6番目の行動が「安全なところへ移動を始め、避難完了」です。自分なら1～5番目に何をするか、()に番号を記入してみましょう。

ステップ2 家庭の状況をチェックしましょう

それぞれの家庭には、車を持っている、祖父母と同居している、ペットを飼っているなど、ステップ1の洪水時の基本的な行動に入らない、各々の状況があります。

それらを確認して、自分にはどのような行動が必要かを考え、()に自分の行動を記入してみましょう。

また、今回例示した状況以外にも、自分自身の状況を振り返り、整理してみましょう。

水があふれる前に、安全な場所へ移動するスピードは人それぞれです。自分自身の家族構成や生活環境を踏まえて、あわてずに逃げる準備を整えるために、各個人や世帯が、いつ何をするかをあらかじめ時系列ごとに整理したものをマイ・タイムラインと言います。

国土交通省関東地方整備局のホームページでは、マイ・タイムラインについて詳しい案内があり、実際に作成することもできます。

マイ・タイムライン 作成してみよう

ペット(例：犬をペットホテルに預ける)
()

持病薬(例：血圧の薬の予備を買いに行く)
()

親戚など避難を受け入れてくれる場所
(例：電話をして避難に行くことを伝える)
()

ステップ3 マイ・タイムラインを作ってみよう

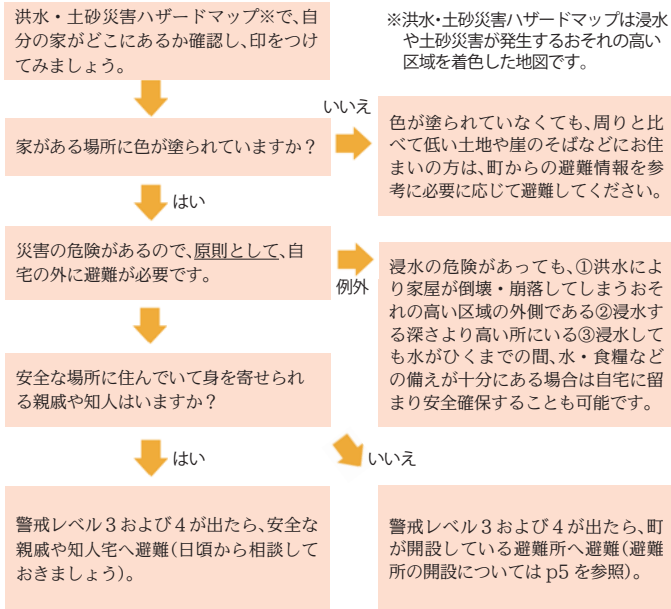
基本的な行動を理解し、自分に必要な行動が分かったら「マイ・タイムライン」を書き出してみましょう。
※なお、ここで示した警戒レベル等のタイミングはイメージであり、実際の洪水時とは異なる場合があります。

3日前 (台風等が接近) 警戒レベル1	2日前 (雨風が強くなる) 警戒レベル2	1日前 (川の水位が上昇)	氾濫半日前 (川の上流から水が集まり水位は更に上昇)	氾濫5時間前 (河川敷クラウンド水没) 警戒レベル3	氾濫3時間前 (川の水があふれそう) 警戒レベル4	氾濫発生 警戒レベル5 逃げ遅れた場合の命を守る最善の行動を書き出してみましょう。
事前にしておくことを、時系列ごとに書き出してみましょう。			避難のタイミングや、避難先等を書き出してみましょう。			

※国土交通省関東地方整備局のホームページでは、入力等をして、マイ・タイムラインを作成・印刷することができます。

国土交通省関東地方整備局 マイ・タイムライン 検索

避難行動判定フロー



※警戒レベル及び避難行動等についてはp4を参照

突然発生する地震とは違い、台風等による洪水は、発生してから洪水等になるまでに時間に猶予があります。

安全に避難するために、平時からハザードマップの確認とともに、いざという時の避難行動判定フローを確認し、非常持ち出し品の事前準備等をおこなってください。



鳩山町 ハザードマップ 検索

ハザードマップは、町ホームページや、役場総務課窓口等で配布しています。

「避難行動要支援者支援制度」

災害時のセーフティネット構築のため、事前に障がいのある方やひとり暮らしの高齢者の方などの情報を把握し、災害時の避難支援や安否確認を速やかに行えるようにする制度です。平常時には、声かけや見守り活動に役立ちます。

台帳に登録できる方

- 次の①～③のいずれかに該当し、災害発生時において、避難情報の入手、避難の判断や避難行動を自ら行うことが困難な方(家族等の介助により、避難に支障がない方を除きます)。
 - 高齢者 要介護認定者で要介護3以上の方、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方および高齢者のみの世帯の方
 - 障がい者 身体障害者手帳1級・2級・3級を有する方、療育手帳(A)を有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方
 - その他災害時に支援が必要である方
- 問合せ 役場総務課
☎296-1214

風水害時の避難における心得

(1) ひざ下まで水が来る前に避難

浸水時の歩行可能な水位の目安はひざ下までです。また、水位が低くても、水の勢いで動けなくなる危険性がありますので、水が流れてきたら高所へ早急に避難してください。

(2) 二次災害を防止し、避難することを周知

火災予防のため、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう。また高齢者等がいる場



合は、ご近所で助け合い、地域全体での避難に努めましょう。

(3) 動きやすい服装で2人以上での避難

避難する時は、動きやすい服装で、2人以上での避難を心がけましょう。浸水しているところは、深さが分からないため、杖か棒を持って歩きましょう。長靴は、水が入ると重たくなってしまいます。水中でも脱げにくく歩きやすい履物で逃げましょう。



町指定の避難所について

町指定の避難所は全て同時に開設されるわけではありません

台風等の風水害時における避難所の開設予定順序は次のとおりとしておりますが、気象状況等、様々な要因により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【台風等の風水害時における避難所の開設予定順序】

- 亀井地区
 - ① 亀井農村センター ② 亀井小学校
- 今宿地区
 - ① 今宿コミュニティセンター ② 今宿小学校
- 鳩山ニュータウン・石坂地区
 - ① 地域包括ケアセンター ② 鳩山小学校
- 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

災害時の避難所における 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症予防には「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けることが重要です。そこで、町民の皆さまにおかれましては、主に次の内容についてご協力をお願いします。

(1) マスクなどの感染予防必要物資の持参

町においても、持参が困難な方などを想定し、必要最低限の感染予防物資は用意しますが、備蓄数には限りがあります。可能な限りご持参のご協力をお願いします。また、感染予防物資以外の備蓄品で、町が用意する必要最低限の物資は①食料②飲料水③毛布となっていますが、できるだけ各自ご持参ください。

(2) 事前の健康管理及び避難所における対応

避難所においては、避難された方に対して、受付時とその後において定期的に、健康状態の確認をお願いし、状況により個別の対応をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

罹災証明書の発行に関するお知らせ

罹災証明書は、風水害、地震等の自然災害により住家が被害を受けたとき、被災者からの申請に基づき町が交付する証明書です。各自で契約されている保険の請求等に、この罹災証明書が必要となる方はご申請ください。なお、被災から時間が経過すると被災状況の確認が難しいことから、早めのご申請をお願いします。
※火災による証明は、西入間広域消防組合へ

お問い合わせください。
※証明書は、申請内容を審査し、後日発行します。
■ 証明に必要なもの
申請書、代理人の場合は委任状
※必要に応じて、被害状況が確認できる写真等の提出をお願いすることがあります。
※町ホームページ(電子申請・届出サービス)から罹災証明書の交付申請ができます。
■ 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

緊急時に確認 警戒レベル 4 で全員避難

「避難」とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる方は、避難する必要はありません。高齢者の方など避難に時間を要する方は警戒レベル3で、危険な場所から避難をし、警戒レベル4で、高齢者の方などに限らず、全員が危険な場所から避難をするタイミングとなっています。避難先は町が開設する避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅等もご検討ください。

警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

車での避難も危険となる場合もあります。無理な屋外避難は控え、避難できていないときは、自宅内の少しでも安全な部屋に移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。

また、天候が回復しないうちに自宅へ戻ったり、天候が回復した後すぐに避難所から出たりする行為はたいへん危険です。必ず、安全が確保されたことを確認してから避難所を退出してください。

警戒レベルと避難の内容		
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する方（高齢者、障がいのある方等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	町が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した場合
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難をしましょう。町が開設する避難所等までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。	町が「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令した場合
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報（災害が発生している状況を町が可能な範囲で発令）

避難情報等の入手方法

町では、洪水や土砂災害などの危険が迫っているときに、状況に応じて避難に関する情報を発表します。大雨の際などは、こまめな情報収集をするように心がけてください。

防災行政無線

防災行政無線の放送は、気象状況(大雨や暴風)や環境の違い(家の構造や周辺の交通量など)によって聞き取りにくいことがあります。もう一度放送内容を確認したいという場合には、電話で確認することができます。災害時以外の放送でも利用できますので、防災行政無線を聞きそびれた場合はご利用ください。

☎ 0800-800-0799 (フリーアクセス)
※携帯電話、PHS、IP 電話からはご利用できません。
※西入間広域消防組合が遠隔操作により放送する火災情報には対応していませんのでご注意ください。

インターネット・メール

■ 町ホームページ 災害情報等を随時更新します。
■ 防災情報メール配信サービス
あらかじめ登録したメールアドレスへ、防災行政無線の放送内容をメールでお知らせします。
(登録の方法)

お手持ちの携帯電話等から登録用アドレス town.hatoyama@sg-m.jp宛てに空メールを送り、届いた URL にアクセスすると登録手続きができます。登録手続きの際、配信カテゴリを選択する画面では、「防災」を選択してください。
※携帯電話に登録される方で、ドメイン指定受信などを設定されている方は、空メールを送信する前に[sg-m.jp]のドメインから受信できるように設定してください。

※西入間広域消防組合が遠隔操作により放送する火災情報には対応していませんのでご注意ください。
■ 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214